

IDOM Inc.

第28回 定時株主総会

招集ご通知

開催
日時

2022年5月27日(金曜日)
午前10時 (受付開始：午前9時)

開催
場所

千葉県浦安市舞浜1番地8
ヒルトン東京ベイ 2階
soara (ソアラ) III

決議
事項

第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件

議決権行使期限

2022年5月26日(木曜日) 午後6時30分まで

新型コロナウイルス感染防止のための当社対応について
本年の株主総会は、株主様の安全を第一に考え、新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、対策を講じて開催させていただきます。

株式会社 IDOM

第28回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがとうございます。厚くお礼申し上げます。

さて、当社第28回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえまして、株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、書面又はインターネット等による事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態に関わらず、株主総会当日のご来場を可能な限りお控えいただくようお願い申し上げます。

書面又はインターネット等による議決権行使に際しましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使についてのご案内に従って、2022年5月26日（木曜日）営業時間終了の時（午後6時30分）までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

ご来場いただく株主様には、会場入口付近で検温をさせていただく場合があります。発熱があると認められる方、体調不良と思われる方等は、入場をお断りしお帰りいただく場合があります。

株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容によっては、上記対応及び本株主総会に係る運営等を変更する場合があります。当社ウェブサイト（<https://221616.com/idom/investor/>）において、適宜、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2022年5月27日（金曜日）午前10時				
2 場 所	千葉県浦安市舞浜1番地8 ヒルトン東京ベイ 2階 soara（ソアラ）Ⅲ （末尾の会場ご案内図をご参照ください。）				
3 目的事項	<table border="0"> <tr> <td>報告事項</td> <td>1. 第28期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第28期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）計算書類報告の件</td> </tr> <tr> <td>決議事項</td> <td>第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件</td> </tr> </table>	報告事項	1. 第28期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第28期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）計算書類報告の件	決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件
報告事項	1. 第28期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第28期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）計算書類報告の件				
決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件				
4 議決権行使についてのご案内	次頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。				
5 インターネット開示に関する事項	<p>本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第19条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://221616.com/idom/investor/）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本株主総会招集ご通知の提供書面は、監査報告及び会計監査報告を作成するに際し、監査役又は会計監査人が監査をした書類の一部であります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業報告の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況 2. 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表 3. 計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表 				

以 上

- 株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産や懇親会等のご準備はございません。ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 当日ご出席いただく場合には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト（<https://221616.com/idom/investor/>）



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年5月27日 (金曜日)
午前10時 (受付開始：午前9時)

書面 (郵送) で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年5月26日 (木曜日)
午後6時30分到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年5月26日 (木曜日)
午後6時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

00000000

印刷取扱

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

議決権行使ウェブサイト
<https://sokuai.mizuho-tb.co.jp/>
議決権行使コード
000000000000000000
パスワード
00000000
00000000

こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

第1、2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

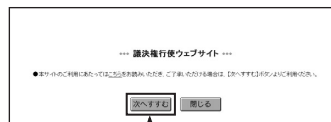
※議決権行使書はイメージです。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

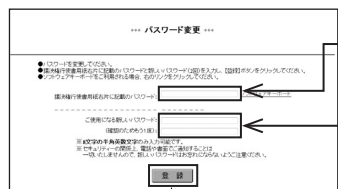
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使に関するお問い合わせ

機関投資家の皆様へ

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

機関投資家の皆様に関しましては、本總會につき、株式会社CJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第28期の期末配当につきましては、当事業年度の業績及び今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類

金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項 当社普通株式1株につき金 **2円30銭**

及びその総額

配当総額 **金230,936,926円**

剰余金の配当が効力を生じる日

2022年5月30日

配当方針

当社の配当政策は、連結業績に連動して配当金を決定する「業績連動型配当」を基本方針としております。当社では、「前期の親会社株主に帰属する当期純利益×30%」で算出される金額を配当総額とし、当期の1株当たり配当金を決定する方法を採用しております。

上記に基づき、当期の1株当たりの配当金は、年間4円60銭（第2四半期2円30銭、期末2円30銭）とさせていただきます。

第2号議案

定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものがあります。

- (1) 変更案第19条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第19条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第19条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	< 削除 >

現行定款	変更案
<p>< 新 設 ></p>	<p><u>(電子提供措置等)</u> 第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>< 新 設 ></p>	<p><u>(附則)</u> 1. 定款第19条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

以 上

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみ申し上げます。また、罹患された方々とそのご家族に対して心よりお見舞い申し上げますとともに、昼夜を問わず日々最前線で対応されている医療従事者など、関係者の皆様に深く敬意を表し感謝申し上げます。

2022年2月期は、継続する新型コロナウイルス感染症の拡大という厳しい環境下でありながらも、当社の販売店には多くのお客様にご来店いただき、小売台数は過去最高となりました。お客様の期待に応え続けるべく、引き続き、接客サービス、商品の品質・品揃え、アフターサービス等をより一層充実させなければならぬと改めて認識しました。

当社は、2022年4月15日に中期経営計画を公表しました。2021年4月には、豊富な品揃えと万全のアフターサービスを兼ね備える大型店と大型店併設整備工場の展開を柱とした成長戦略を発表しておりました。この成長戦略を含め、より具体的な目標や中長期的な取り組みをまとめたものです。

中期経営計画 2023-2027（5カ年）の主なテーマとして、以下の3つを掲げております。

- ①顧客提供価値の拡大
より多くのお客様に安心・安全な中古車と充実した付帯サービスやアフターサービスを提供してまいります。
- ②ブランド戦略の強化
Gulliverブランドの高い認知度を最大限活用した収益性の向上を目指します。
- ③持続可能な社会実現への貢献
車の循環サイクルを促進させる事業モデルを強固にし事業を通じて環境問題に貢献してまいります。

今後も、楽しく安心して車選びができる店づくりを行い、そして、お客様に中古車に関する全方位のサービスを提供してまいります。より多くのお客様に当社を選んでいただき、持続的な事業価値の向上を目指す考えです。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 羽鳥 裕介 代表取締役社長 羽鳥 貴夫

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2021年3月1日～2022年2月28日）における国内直営店の小売台数は、140,119台（前年同期比2.0%増）となり、創業来、過去最高の小売台数となりました。その主要因は、前期に新規出店した大型店、及び当期に新規出店した大型店が稼働したこと、効果的な広告投下により、大型店を含む既存店の来店客数の増加が図られたことによるものです。

豪州子会社においては、鉄鉱石価格の上昇に起因する西オーストラリア市場の好況を背景に、西オーストラリアに拠点を置く、Buick Holdingsの新車販売台数が増加したことに加え、従来から強化している中古車販売が好調を維持しました。また、為替相場が前年同期比で豪ドルに対して円安で進行したこともあり、豪州子会社は増収増益となりました。

連結の販売費及び一般管理費は、前期に補助金を受領したことに伴い、感染症関連損失として販売費及び一般管理費から特別損失に振替処理したことに対する反動と、円安の進行の影響により増加しました。一方で、小売台数が過去最高となる状況においても、ネット集客の効率化によって個別の広告宣伝費は減少しました。

特別損失の主な計上要因は以下の3点です。

- ① 本社移転に伴う退去費用として、旧本社の固定資産の未償却残高の費用化及び原状回復費用等、合計870百万円を本社移転費用として計上しました。
- ② 国内新車ディーラー事業撤退に伴い新車ディーラーを運営する子会社の株式譲渡による売却損276百万円を関係会社株式売却損として計上しました。
- ③ 直営店舗の閉店に伴い378百万円を固定資産除却損として計上しました。

以上の結果、当連結会計年度の実績は、売上高459,532百万円（前期比20.8%増）、営業利益18,485百万円（前期比74.9%増）、経常利益17,561百万円（前期比82.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益10,794百万円（前期比627.0%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は5,716百万円で、主なものは直営店舗の新規出店や整備工場の新設等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度は、重要な資金調達は行っておりません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

		第25期 (2019年2月期)	第26期 (2020年2月期)	第27期 (2021年2月期)	第28期 (当連結会計年度) (2022年2月期)
売上高	(百万円)	309,410	361,684	380,564	459,532
経常利益	(百万円)	2,072	6,867	9,642	17,561
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	381	3,545	1,484	10,794
1株当たり当期純利益	(円)	3.76	34.97	14.77	107.51
総資産	(百万円)	174,097	183,783	177,222	189,766
純資産	(百万円)	40,432	42,586	45,015	55,709
1株当たり純資産額	(円)	392.88	415.42	438.18	537.97

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

		第25期 (2019年2月期)	第26期 (2020年2月期)	第27期 (2021年2月期)	第28期 (当事業年度) (2022年2月期)
売上高	(百万円)	234,618	258,008	275,710	306,733
経常利益	(百万円)	2,673	6,964	7,642	11,573
当期純利益又は当期純損失(△)	(百万円)	933	3,500	△2,081	6,553
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	(円)	9.21	34.51	△20.70	65.27
総資産	(百万円)	148,606	160,191	147,897	156,964
純資産	(百万円)	41,218	44,100	41,025	46,816
1株当たり純資産額	(円)	406.44	434.85	408.59	466.26

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率 (%)	主要な事業内容
株式会社ガリバーインシュアランス	101,000千円	100	保険代理店事業
Gulliver USA, Inc.	12,000千米ドル	100	米国国内における中古車の売買
Gulliver East, Inc.	1,000千米ドル	100	米国国内における中古車の売買
東京マイカー販売株式会社	20,000千円	100	中古車の売買
株式会社IDOM CaaS Technology	189,001千円	96.0	自動車のリース及びレンタル業並びにその仲介業
株式会社IDOMビジネスサポート	10,000千円	100	事務処理等の業務の受託
IDOM Automotive Group Pty Ltd.	148,300千豪ドル	100	豪州事業会社を統括・管理する業務
Buick Holdings Pty Ltd.	378豪ドル	67.0	豪州西オーストラリア州における新車・中古車の販売及び関連事業
IDOM Automotive Essendon Pty Ltd.	26,970千豪ドル	100	豪州ヴィクトリア州における新車・中古車の販売及び関連事業
Gulliver Australia Pty Ltd.	50千豪ドル	100	豪州ヴィクトリア州における新車・中古車の販売及び関連事業

(注) 1. 株式会社IDOMビジネスサポートは、重要性が増したため、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

2. 2021年9月30日に、株式会社モーターレングランツの全株式を譲渡し、2021年10月1日に、株式会社モーターレングローバルの全株式を譲渡いたしました。これに伴い、両社を連結の範囲から除外しております。

(4) 対処すべき課題

① 成長戦略

1. 大型店の新規出店

店舗展開については、近年は資本効率を重視し店舗網の再構築を進めてきました。今後は、「ガリバー」のブランド力による集客力や蓄積されたノウハウを武器に、大型店の新規出店を進めていきます。大型店の出店ペースは、資本効率を見極めながら段階的に加速していく方針です。

2. 整備工場の展開

当社では、顧客との取引循環サイクルを拡大させ、リピート顧客化し生涯顧客として囲い込みをしていくことを狙い、整備工場の展開を進めていきます。

日本における自動車整備の市場規模は約5.4兆円（※）と推計され、中古車の市場規模と並び大変大きな規模であります。また、当社としては、内製化によるコスト効率を高めることが可能などのメリットがあります。ビジネスチャンスは大きく、成功確率の高い事業であると考え、拠点の拡大を進めていきます。

3. 既存事業展開における改善の取り組み

当社では、従前より、出店エリアの戦略的判断、インターネットによる集客の効率化、在庫管理の徹底などを経営課題と捉え、近年はその改善に取り組んできました。これらに関連する課題に対しては、引き続き、改善策を講じてまいります。

4. 新たな事業の展開

中古車の小売ビジネスに限らず、車のフリマアプリ「Gulliver フリマ」、月額定額サービス「NOREL（ノレル）」、個人間カーシェア「GO 2 GO」などの新たなサービスの立ち上げを行っております。

また、将来的には日本に留まらず海外での事業拡大を見据え、その足がかりとして豪州や米国を中心にグローバル展開を行っております。

② 経営課題

1. 事業拡大への対応

当社では、事業拡大に対応するための人材教育の強化や、多様化する消費者ニーズに応えるサービス開発力の強化やマーケティング活動の進化を図っていく必要があると考えています。これらの取り組みを有効かつ効率的に実現させるために、人材教育体制の整備、専門性のある人材の採用、新しいIT技術を取り入れたIT投資も積極的に行っていきます。

2. 自動車業界の変化への対応

排ガス規制の強化や、自動車のEV（電気自動車）化といった自動車業界における規制や商品の変化が進んでいます。EVなどの新技術が市場に浸透するためにも、中古車の循環は重要だと認識しています。これらの変化を事業のリスクと機会を捉えた経営判断を行っていく必要があると考えています。

3. 新型コロナウイルス感染症拡大への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う政府や地方自治体による外出自粛要請によっては、一時的に来店客数が減少することがあります。また、当面は、景気の先行きの不透明さは続くことが想定されます。一方では、コロナ渦において自動車の活用が促進されれば、中古車業界には追い風の面もあり、これらの経営環境の変化を的確に捉えた上で、経営判断・事業展開を行ってまいります。

4. コーポレートガバナンスの強化

上記の事業拡大や環境変化に対応するために、実効性の高い経営体制・業務執行体制や経営意思決定プロセスを構築するなど、コーポレートガバナンスの強化を図ってまいります。

※出所：矢野経済研究所「2018年 自動車アフターマーケット総覧」

(5) 主要な事業内容 (2022年2月28日現在)

当社グループの主要な事業セグメントは中古車販売事業及びこれらの付帯事業の単一セグメントであり、直営店舗方式による店舗運営とフランチャイズ方式による店舗展開を行っております。

なお、中古車販売事業におきましては、新車販売も行っております。

(6) 主要な営業所 (2022年2月28日現在)

① 当社の主要な営業所

名称	所在地
本社	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー26階
浦安オフィス	千葉県浦安市入船一丁目5番2号 プライムタワー新浦安
幕張オフィス	千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1 ワールドビジネスガーデン

(注)本社は2022年1月29日に東京都千代田区丸の内二丁目7番3号東京ビルディングより、上記住所に移転いたしました。

② 子会社

会社名	所在地
株式会社ガリバーインシュアランス	東京都千代田区
Gulliver USA, Inc.	米国 カリフォルニア州
Gulliver East, Inc.	米国 ニューヨーク州
東京マイカー販売株式会社	福島県郡山市
株式会社IDOM CaaS Technology	東京都千代田区
株式会社IDOMビジネスサポート	千葉県千葉市美浜区
IDOM Automotive Group Pty Ltd.	豪州 西オーストラリア州
Buick Holdings Pty Ltd.	豪州 西オーストラリア州
IDOM Automotive Essendon Pty Ltd.	豪州 ヴィクトリア州
Gulliver Australia Pty Ltd.	豪州 ヴィクトリア州

(7) 従業員の状況 (2022年2月28日現在)**① 企業集団の従業員の状況**

従業員数	前連結会計年度末比増減
4,347 (803) 名	△282 (249) 名

(注)従業員数は就業員数であり、臨時従業員数は()内に人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,072 (653) 名	△246 (223) 名	33.3歳	6.4年

(注)従業員数は就業員数であり、臨時従業員数は()内に人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年2月28日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	20,000百万円
シンジケートローン①	12,000百万円
シンジケートローン②	11,450百万円
株式会社三井住友銀行	10,000百万円

(注)1. シンジケートローン①は、株式会社みずほ銀行を主幹事とするその他19社からの協調融資によるものです。

2. シンジケートローン②は、株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とするその他22社からの協調融資によるものです。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年2月28日現在)

- | | |
|---------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 400,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 106,888,000株 |
| ③ 株主数 | 8,554名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社フォワード	28,000	27.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	8,620	8.59
羽鳥裕介	7,039	7.01
株式会社ビッグモーター	5,697	5.67
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	4,785	4.77
羽鳥貴夫	3,039	3.03
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	2,665	2.65
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	2,000	1.99
JP MORGAN CHASE BANK 385632 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	1,466	1.46
三井住友海上火災保険株式会社	1,069	1.06

- (注) 1. 当社は、自己株式を6,480,641株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2022年2月28日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	羽鳥 裕介	株式会社ガリバーインシュアランス 代表取締役 株式会社IDOMビジネスサポート 代表取締役 IDOM Automotive Group Pty Ltd. Director
代表取締役社長	羽鳥 貴夫	株式会社フォワード 代表取締役 株式会社 IDOM CaaS Technology 取締役
取締役	太田 勝	リアル営業部門担当
取締役	杉江 潤	一般社団法人投資信託協会 副会長専務理事 三井住友建設株式会社 社外取締役
取締役	野田 公一	
常勤監査役	須釜 武伸	
監査役	木村 忠昭	株式会社アドライト 代表取締役 キムラユニティー株式会社 非常勤取締役
監査役	二宮 かおる	カルビー株式会社 社会貢献委員会

- (注) 1. 取締役杉江潤氏及び取締役野田公一氏は、社外取締役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
2. 監査役木村忠昭氏及び監査役二宮かおる氏は、社外監査役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 監査役木村忠昭氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 2021年5月28日開催の第27回定時株主総会終結の時をもって、常勤監査役柳川邦衛氏及び監査役遠藤政勝氏は任期満了により退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであります。ただし、被保険者の職務の遂行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った場合等一定の免責事由があります。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、2021年2月23日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる基本方針を決議しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、当該方針に従い当事業年度に係る会社業績等を踏まえて決定されていることから、当該方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

当社の取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、月額基本報酬及び半期ごとに支給される賞与により構成し、その額は、役職位、中長期的な企業価値向上に資する意欲及び会社業績等を踏まえて決定いたします。社外取締役の報酬は、独立した立場から経営を監督する役割を担うことから、月額基本報酬のみにより構成するものとしております。

b. 業績連動報酬等に関する方針

該当事項はありません。

c. 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役に対する報酬の具体的な額の決定については、取締役会の決議に基づき、代表取締役羽鳥裕介に対してその決定を委任し、各取締役の役職位、中長期的な企業価値向上に資する意欲及び会社業績等を踏まえて、当社第13回定時株主総会において決議された取締役の報酬の上限額である年額550百万円の範囲内で、各取締役の報酬額を決定しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためです。

ロ. 監査役の報酬等の概要

監査役の報酬は、固定額の金銭報酬のみとし、株主総会の決議による報酬額の範囲内で、監査役の協議により各監査役の報酬額を決定しております。

ハ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役及び監査役の報酬額については、2007年5月23日開催の第13回定時株主総会の決議により、取締役の報酬額は年額550百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬額は年額50百万円以内と、それぞれの報酬の限度額が決定されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名であり、監査役の員数は、3名であります。

二. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役	139	139	－	－	5
（うち社外取締役）	(12)	(12)	(－)	(－)	(2)
監査役	19	19	－	－	5
（うち社外監査役）	(7)	(7)	(－)	(－)	(3)
合 計	158	158	－	－	10
（うち社外役員）	(19)	(19)	(－)	(－)	(5)

(注) 上表には、2021年5月28日開催の第27回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名（うち社外監査役1名）を含んでおります。

ホ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金

当社は、2017年5月30日開催の第23回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、同総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対し、同制度廃止までの在任期間に対応した役員退職慰労金をそれぞれの退任時に支給することを、同総会で決議しております。

これに基づき、当事業年度中に退任した監査役2名に対し5百万円（うち社外監査役1名 4百万円）の役員退職慰労金を支給しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役杉江潤氏は、一般社団法人投資信託協会副会長専務理事、三井住友建設株式会社社外取締役を兼職しております。なお、当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

取締役野田公一氏は、兼職しておりません。

監査役木村忠昭氏は、株式会社アドライト代表取締役、キムラユニティー株式会社非常勤取締役を兼職しております。なお、当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

監査役二宮かおる氏は、カルビー株式会社社会貢献委員会を兼職しております。なお、当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	杉江 潤	当事業年度に開催された取締役会5回の全てに出席し、税務分野及び会計分野に関する高度な専門知識に基づき、当社の経営全般についてご発言いただいております。税務分野及び会計分野に関する高度な専門知識に加えて、長年にわたる職歴を通じて幅広い経験と見識を活かして業務執行について監督、助言を行うなど、社外取締役として同氏に期待される役割を適切に果たしております。
社外取締役	野田 公一	当事業年度に開催された取締役会5回の全てに出席し、上場企業の執行役員等の豊富な経験に基づき、当社の経営全般についてご発言いただいております。上場会社の執行役員等の職歴を通じて、企業経営に関する豊富な経験と知識を活かして業務執行について監督、助言を行うなど、社外取締役として同氏に期待される役割を適切に果たしております。

地位	氏名	出席状況、発言状況
社外監査役	木村 忠昭	当事業年度に開催された取締役会5回の全てに、また、監査役会6回の全てに出席し、企業経営に関しての豊富な知見から、当社グループの事業全般について発言を行っております。
社外監査役	二宮 かおる	当事業年度において、2021年5月28日開催の第27回定時株主総会での選任後開催された取締役会4回全てに、また、監査役会4回全てに出席し、社会貢献及びサステナビリティ経営に関しての豊富な知見から、当社グループの事業全般について発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額（注1）	45
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45

(注) 1. 会社法監査及び金融商品取引法監査に対する報酬等の額を明確に区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、その合計額を記載しております。
2. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国における当該資格に相当する資格を有するもの）の監査を受けております。

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び監査報酬の見積根拠等を検討した結果、上記の金額に同意いたしました。

④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人太陽有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は50百万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年2月28日現在)

(単位：百万円)

科目	当期	(ご参考) 前期
資産の部		
流動資産	141,146	126,605
現金及び預金	45,670	43,179
受取手形及び売掛金	5,620	6,875
商品	85,363	72,913
その他	4,907	3,966
貸倒引当金	△416	△328
固定資産	48,620	50,616
有形固定資産	23,663	21,697
建物及び構築物	21,040	20,507
車両運搬具	238	121
工具、器具及び備品	1,164	729
土地	136	218
建設仮勘定	1,083	121
無形固定資産	11,775	14,412
ソフトウェア	1,465	1,717
のれん	5,995	7,698
その他	4,314	4,996
投資その他の資産	13,181	14,506
投資有価証券	20	139
関係会社株式	129	131
長期貸付金	228	30
敷金及び保証金	4,405	5,835
建設協力金	4,289	4,614
繰延税金資産	3,677	3,253
その他	438	544
貸倒引当金	△8	△43
資産合計	189,766	177,222

科目	当期	(ご参考) 前期
負債の部		
流動負債	61,085	47,534
買掛金	23,618	20,940
短期借入金	1,101	1,117
1年内返済予定の長期借入金	10,000	342
未払金	4,713	4,586
未払法人税等	3,960	2,052
前受金	9,548	9,010
預り金	215	205
賞与引当金	1,965	1,167
商品保証引当金	884	737
その他の引当金	1,327	715
その他	3,750	6,658
固定負債	72,972	84,672
長期借入金	67,523	79,169
長期預り保証金	587	506
資産除去債務	2,236	2,546
繰延税金負債	1,535	1,616
その他の引当金	680	584
その他	407	249
負債合計	134,057	132,206
純資産の部		
株主資本	53,847	43,862
資本金	4,157	4,157
資本剰余金	4,361	4,384
利益剰余金	49,673	39,665
自己株式	△4,344	△4,344
その他の包括利益累計額	168	134
為替換算調整勘定	168	134
非支配株主持分	1,693	1,018
純資産合計	55,709	45,015
負債・純資産合計	189,766	177,222

連結損益計算書 (2021年3月1日から2022年2月28日まで)

(単位：百万円)

科目	当期	(ご参考) 前期
売上高	459,532	380,564
売上原価	373,519	307,754
売上総利益	86,013	72,810
販売費及び一般管理費	67,528	62,239
営業利益	18,485	10,571
営業外収益	191	260
受取利息	31	40
補助金収入	54	—
為替差益	—	114
その他	106	105
営業外費用	1,115	1,189
支払利息	917	1,040
為替差損	72	—
持分法による投資損失	92	56
その他	32	91
経常利益	17,561	9,642
特別利益	59	1,747
有形固定資産売却益	23	—
補助金収入	5	1,737
受取補償金	25	—
新株予約権戻入益	—	3
その他	5	7
特別損失	1,870	6,866
固定資産除却損	378	346
投資有価証券評価損	109	—
関係会社株式売却損	276	—
減損損失	114	4,486
店舗閉鎖損失	82	114
感染症関連損失	4	1,821
本社移転費用	870	—
その他	32	98
税金等調整前当期純利益	15,750	4,524
法人税、住民税及び事業税	4,836	3,002
法人税等調整額	△516	△398
当期純利益	11,430	1,920
非支配株主に帰属する当期純利益	635	435
親会社株主に帰属する当期純利益	10,794	1,484

計算書類

貸借対照表 (2022年2月28日現在)

(単位：百万円)

科目	当期	(ご参考) 前期
資産の部		
流動資産	107,082	94,233
現金及び預金	38,089	35,231
売掛金	5,470	6,230
商品	60,216	51,546
貯蔵品	45	32
前払費用	1,297	1,330
その他	2,447	1,836
貸倒引当金	△484	△1,975
固定資産	49,881	53,663
有形固定資産	22,687	20,594
建物	16,860	16,135
構築物	3,614	3,742
車両運搬具	176	16
工具、器具及び備品	817	376
土地	136	218
建設仮勘定	1,082	105
無形固定資産	1,305	1,492
商標権	0	0
ソフトウェア	1,305	1,478
その他	0	14
投資その他の資産	25,887	31,576
投資有価証券	0	0
関係会社株式	6,242	6,239
関係会社長期貸付金	6,881	11,804
破産更生債権等	7	43
長期前払費用	297	367
敷金及び保証金	4,382	5,442
建設協力金	4,289	4,614
繰延税金資産	3,695	3,236
その他	132	128
貸倒引当金	△42	△301
資産合計	156,964	147,897

科目	当期	(ご参考) 前期
負債の部		
流動負債	40,068	26,702
買掛金	6,081	5,432
関係会社短期借入金	231	212
1年内返済予定の長期借入金	10,000	—
未払金	2,910	2,676
設備関係未払金	184	80
未払法人税等	2,671	1,637
未払消費税等	346	2,816
未払費用	1,551	1,732
前受金	9,409	8,208
預り金	1,844	936
賞与引当金	1,965	1,152
商品保証引当金	884	737
前受収益	660	362
その他引当金	1,327	715
固定負債	70,079	80,169
長期借入金	67,145	77,145
長期預り保証金	587	506
資産除去債務	2,163	2,329
その他	183	188
負債合計	110,148	106,872
純資産の部		
株主資本	46,816	41,025
資本金	4,157	4,157
資本剰余金	4,032	4,032
その他資本剰余金	4,032	4,032
利益剰余金	42,970	37,180
利益準備金	169	92
その他利益剰余金	42,801	37,087
繰越利益剰余金	42,801	37,087
自己株式	△4,344	△4,344
純資産合計	46,816	41,025
負債・純資産合計	156,964	147,897

損益計算書 (2021年3月1日から2022年2月28日まで)

(単位：百万円)

科目	当期	(ご参考) 前期
売上高	306,733	275,710
売上原価	245,661	219,258
売上総利益	61,071	56,451
販売費及び一般管理費	49,164	48,593
営業利益	11,907	7,858
営業外収益	182	255
受取利息及び受取配当金	162	154
為替差益	—	88
その他	19	12
営業外費用	516	471
支払利息	415	443
為替差損	79	—
その他	21	27
経常利益	11,573	7,642
特別利益	137	316
固定資産売却益	23	—
子会社清算益	106	—
補助金収入	4	305
新株予約権戻入益	—	3
その他	3	7
特別損失	2,260	8,416
固定資産除却損	326	283
関係会社株式売却損	855	—
関係会社株式評価損	—	6,710
減損損失	114	535
店舗閉鎖損失	82	70
貸倒引当金繰入額	—	362
感染症関連損失	3	389
本社移転費用	870	—
その他	6	65
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	9,450	△458
法人税、住民税及び事業税	3,356	2,033
法人税等調整額	△458	△410
当期純利益又は当期純損失 (△)	6,553	△2,081

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年4月22日

株式会社 I DOM

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鶴見 寛 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 堤 康 ㊞

監査意見

当監査人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 I DOMの2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 I DOM及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2022年4月14日開催の取締役会において、会社の連結子会社であるIDOM Automotive Group Pty Ltd.及び Gulliver Australia Pty Ltd.の全保有株式を譲渡することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年4月22日

株式会社 I DOM
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鶴見 寛 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	堤 康 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 I DOMの2021年3月1日から2022年2月28日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2022年4月14日開催の取締役会において、会社の連結子会社であるI DOM Automotive Group Pty Ltd.及びGulliver Australia Pty Ltd.の全保有株式を譲渡することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、
るほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月28日

株式会社 I DOM 監査役会

常勤監査役 須釜武伸 ㊟

社外監査役 木村忠昭 ㊟

社外監査役 二宮かおる ㊟

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

株主メモ

決算期	2月末日	第2四半期末配当金株主確定日	8月31日
定時株主総会	5月中	1単元の株式数	100株
期末配当金株主確定日	2月末日	証券コード	7599

未払配当金の支払い請求、支払明細等の発行に関する手続き等のお手続き・お問い合わせ

みずほ信託銀行株式会社（株主名簿管理人）にご連絡下さい。

<お問い合わせ先>

〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 TEL. 0120-288-324（フリーダイヤル）

<配当金お受取りに関するご留意事項>

配当金の口座振込をご指定いただいていない方は、払渡期間中に、「配当金領収証」により、ゆうちょ銀行全国本支店及び出張所ならびに郵便局でお受け取り下さい。払渡期間経過後は、みずほ信託銀行の本店及び全国各支店でお受け取りいただけますが、当社定款第48条の定めにより、支払開始の日から満3年を経過しますとお支払いできなくなりますのでご注意下さい。

配当金受取り方法のご指定、住所変更、単元未満株式の買取請求、相続に伴う手続き等のお手続き・お問い合わせ

(1) 証券会社でお取引をされている株主様 ⇒ お取引のある証券会社

(2) 特別口座に記録されている株主様 ⇒ 特別口座管理機関

三井住友信託銀行株式会社

<お問い合わせ先>

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 TEL. 0120-782-031（フリーダイヤル）

<お取扱店>

三井住友信託銀行株式会社 本店及び全国各支店

日本証券代行株式会社 本店及び全国各支店

※ 未払配当金の支払い請求、支払明細等の発行に関するお手続きは当社株主名簿管理人（みずほ信託銀行株式会社）が承ります。

最近の取り組み

宮崎県にガリバー最大級規模の大型店・整備工場・钣金工場がオープン

2022年2月期は、新たに大型店を5店舗、整備工場を8工場オープンしました。なかでも、2022年2月26日にオープンしたガリバー宮崎港店はガリバーブランド最大級となる6,000坪超の敷地に、500台もの豊富な在庫を展示しています。お客様には様々な選択肢から車をお選びいただくことが可能です。展示場では国産車・輸入車・車種・メーカー別のコーナーを設けていますので、ご希望に沿った種類の車を自由に比較していただくことが可能です。

大型店に併設した整備工場では、最新の設備を導入し、あらゆるメーカー・車種の整備に対応可能な特定整備事業の認証を取得しています。さらに宮崎港店では、钣金工場をオープンしました。钣金工場では、最新のフレーム修正機やコンピューター計測システムを導入しています。

このように、宮崎港店では高品質のアフターサービスを提供する環境が整っています。今後もお客様への提供価値をより高めていけるような大型店と整備工場の出店を進めてまいります。



ガリバー宮崎港店 (2022年2月オープン)

宮崎県宮崎市高洲町346番地

☎0985-60-2550

社会貢献への取り組みにおける紺綬褒章に係る褒状の授与

当社は、持続可能な社会の実現に向け「事業を通じたIDOMだから出来る社会貢献」を重点テーマとしてあげています。取り組みの1つとして、2011年より中古車の売却・購入時の「ユニセフ支援ギフト」プロジェクトを実施しています。具体的には、全国の店舗で中古車の売却・購入いずれか1台につき、お客様が4種類のユニセフ支援ギフトのなかから1つを選択いただき、世界中の子どもたちに支援物資を提供しています。

この度、その取り組みにおいて、日本政府から公益のために私財を寄附した者に与えられる紺綬褒章に係る褒状を授与されました。

今後も事業を通じて持続可能な社会の実現を目指した社会貢献活動を続けてまいります。

※紺綬褒章 (褒状)

公益のために私財を寄附し、功績が顕著な個人又は法人・団体に対し、日本政府より授与される国の褒章制度の1つとなります。

IDOM Inc. **We Support** unicef 

IDOMはユニセフを応援しています

株主総会会場ご案内図

会場 ヒルトン東京ベイ 2階 soara (ソアラ) Ⅲ
千葉県浦安市舞浜1番地8

電話 047-355-5000

交通 JR京葉線 (武蔵野線) : 舞浜駅下車 (東京駅より快速にて約15分)
舞浜駅よりディズニーリゾートラインにて2駅目のベイサイドステーション駅で下車徒歩1分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。